



福島医発第2145号(地)
平成25年12月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

理学療法士の名称の使用等について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局より福岡県保健医療介護部医療指導課をとおして、別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省に設置されたチーム医療推進会議及びチーム医療推進方策検討ワーキンググループでは、本年6月から10月にかけて、医療関係団体から提出された医療関係職種の業務範囲の見直しに関する要望書について議論されました。

この要望書における要望の1つとして、理学療法士が、介護予防事業等において身体に障害のない者に対して転倒防止の指導等を行うときに、理学療法士の名称を使用することの可否や医師の指示の要否について、現場の解釈に混乱がある実態に鑑み、理学療法の対象に、「身体に障害のおそれのある者」を追加してほしい旨の要望がっております(別添1)。

これ対しては、本年10月29日に開催された第20回チーム医療推進会議において別添2のような方針が決定されたところですが、このような議論があったことを踏まえ、理学療法士の名称の使用等について、下記の事項を周知することとされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

理学療法士が、介護予防事業において、身体に障害のない者に対して、転倒防止の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行うことがあるが、このように理学療法以外の業務を行うときであっても、「理学療法士」という名称を使用することは何ら問題ないこと。

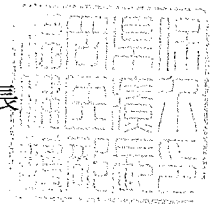
また、このような診療の補助に該当しない範囲の業務を行うときは、医師の指示は不要であること。

25医指第3426号
平成25年12月3日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県理学療法士会長
公益社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



理学療法士の名称の使用等について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせ
します。

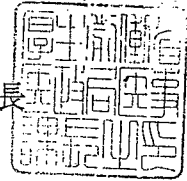




医政医発 1127 第 3 号
平成 25 年 11 月 27 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



理学療法士の名称の使用等について（通知）

厚生労働省に設置されたチーム医療推進会議及びチーム医療推進方策検討ワーキンググループにおいて、本年 6 月から 10 月にかけて、医療関係団体から提出された医療関係職種の業務範囲の見直しに関する要望書について議論してきました。

この要望書における要望の 1 つとして、理学療法士が、介護予防事業等において身体に障害のない者に対して転倒防止の指導等を行うときに、理学療法士の名称を使用することの可否や医師の指示の要否について、現場の解釈に混乱がある実態に鑑み、理学療法の対象に、「身体に障害のおそれのある者」を追加してほしい旨の要望がありました（別添 1）。

これに対しては、本年 10 月 29 日に開催された第 20 回チーム医療推進会議において別添 2 のような方針が決定されたところですが、このような議論があったことを踏まえ、理学療法士の名称の使用等について、下記の事項を周知することとしましたので、その内容について十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

理学療法士が、介護予防事業等において、身体に障害のない者に対して、転倒防止の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行うことがあるが、このように理学療法以外の業務を行うときであっても、「理学療法士」という名称を使用することは何ら問題ないこと。

また、このような診療の補助に該当しない範囲の業務を行うときは、医師の指示は不要であること。



チーム医療推進に関する要望事項（抄）

チーム医療推進協議会

I チーム医療推進のための総括的な要望事項

- 1) 卒前教育におけるチーム医療教育（連携教育等）の推進
- 2) 専門職の質の向上のための臨床研修システムの確立と支援
- 3) 免許更新制度の推進
- 4) 包括的指示の積極的な運用と活用範囲の拡大
- 5) 全職種の身分法への「連携」項目の追加

II 法律改正等を伴う各団体の要望事項

< 日本救急救命士協会 >

- ・救急救命士が業務を行う場所の制限緩和（救急救命士法第 44 条第 2 項の改正）
- ・一定要件を満たす法人に対して救急救命士を救急・災害現場へ派遣する自動車を緊急自動車（救急用自動車）として指定追加

< 日本診療放射線技師会 >

- ・検診車における医師の立ち会いについて（診療放射線技師法第 26 条の改正）
- ・卒後臨床研修制度の確立
- ・放射線治療における肛門からのカテーテル挿入

< 日本理学療法士協会 >

- ・理学療法の対象としての「身体に障害のあるもの」に「身体に障害のおそれのあるもの」を追加

< 日本臨床衛生検査技師会・日本臨床細胞学会細胞検査士会 >

- ・包括的指示に基づいた微生物学的検査等の検体採取の実施（侵襲性が少ない検体採取）
- ・包括的指示に基づいた細胞診検体が陰性と判定した報告書の作成と提出

< 日本臨床心理士会 >

- ・臨床心理職の国家資格化の早期実現
- ・包括的指示に基づいた臨床心理士による心理相談の実施
- ・包括的指示に基づいた臨床心理士による心理療法の実施
- ・包括的指示に基づいた臨床心理士による心理査定の実施（各種心理検査など）

1. 法改正の有無

■ 必要 □ 不要

2. 関連のある総括的な要望事項

- 卒前教育におけるチーム医療教育（連携教育等）の推進
- 専門職の質の向上のための臨床研修システムの確立と支援
- 免許更新制度の推進
- 包括的指示の積極的な運用と活用範囲の拡大
- 全職種の身分法への「連携」項目の追加

3. 要望項目

法律上、「理学療法」の対象は身体に障害のある者と規定されている。この規定に「身体に障害のおそれのある者」を追加していただきたい。

4. 具体的な場面

- ・ 理学療法士の国家試験には生活習慣病等の予防的な理学療法に関する設問がある。
- ・ 糖尿病や高血圧等の生活習慣病に対する運動療法のエビデンスは明確に示されている。
- ・ 転倒予防には身体的・環境的・心理的な取り組みが必要である。なかでも運動器に関する評価と運動療法の実施には理学療法士が深くかかわってきた。
- ・ 身体に障害のないものに理学療法を提供する場合に常に「医師の指示」が課題になる。
- ・ 地域包括ケアシステムにおける「自助」を効率的かつ効果的に遂行するために上記法律改定が必要である。

5. 頻度

- ・ 生活習慣病罹患患者に対する業務は日常的に行なわれている。しかし、生活習慣病は予防が第一であり、その頻度もきわめて高い。
- ・ 転倒予防教室等を全国で開催しており、頻度と共に全国的展開となっている。

6. 患者にとってのメリット

- ・ 生活習慣病による脳卒中、転倒による骨折が寝たきりへの大きな機序となっている。この予防を計れることは、一般国民だけではなく、政府にとっても大きなメリットである。
- ・ 理学療法士によるこの展開がより自由に行なえれば、日本理学療法士協会会員 8 万 4 千名が「自助」に対する活動を展開でき、高齢者の身近なところでの指導体制が整う。

他の要望事項（法律改正に関わる事項）に係る方向性について（案）

別添 2

1. 日本薬剤師会からの要望について

	要 望 内 容	方 向 性
1 要望書 (参考資 料 2) P.2	一般用医薬品を含めた医薬品の適正使用に 関する医師との連携	○ チーム医療そのものとは関連が薄いため、別途検 討。

2. チーム医療推進協議会からの要望について

	要 望 内 容	方 向 性
1 要望書 (参考資料 3) P.4	＜日本救急救命士協会＞ 救急救命士が業務を行う場所の制限緩和 (医療機関内で救急救命士が救急救命処置 を行うことを可能とする)	○ 救急救命士制度の制度趣旨とは合致しない内容であるため、対応は困難。
4 要望書 (参考資料 3) P.6	＜日本診療放射線技師会＞ 検診車における医師の立会いの見直し	○ 照射装置の性能の向上も踏まえ、検診車における X 線照射のリスクについて検証した後に検討する。
5 要望書 (参考資料 3) P.7	＜日本診療放射線技師会＞ 卒後臨床研修制度の確立	○ 各団体が実施している研修制度の受講率向上に向けて、各医療機関が把握できるよう各団体において周知を行う。その際、厚生労働省において必要な援助を行う。
6 要望書 (参考資料 3) P.9	＜日本理学療法士協会＞ <u>理学療法の対象に「身体に障害のおそれのある者」を追加する</u>	○ <u>理学療法士が、介護予防事業等において、診療の補助には該当しない範囲の転倒防止のための指導などを行っている場合があるが、この場合、「理学療法士」という名称を用いて活動することは何ら問題がなく、特段の</u>

		<u>対応の必要はない。</u>
7 要望書 (参考資料 3) P.11	<日本臨床細胞学会細胞検査士会> 細胞検査士が細胞診検体を陰性と判定した場合の主治医に対する報告書の作成と提出	○ 細胞検査士が作成する細胞検査に係る主治医に対する報告書について、学会のガイドラインにおいては専門医の署名を受けるよう努めることとされている。 一方、細胞検査士が主治医に対する報告書を作成し、手交することは医師法上の診断行為には該当せず、法律上の問題はないため、法律改正を行う必要はない。 ※ 精度管理の観点からの配慮は必要。
8 要望書 (参考資料 3) P.12	<日本臨床心理士会> 臨床心理職の国家資格化	○ 臨床心理職の国家資格化については、議員立法の検討が進められていると承知。
9 要望書 (参考資料 3) P.13	<日本臨床心理士会> 臨床心理士による心理相談の実施	○ 国家資格化の検討の中で、どのような業務内容とするかが検討されていると承知。

10 要望書 (参考資料 3) P.14	<日本臨床心理士会> 臨床心理士による心理療法の実施	
11 要望書 (参考資料 3) P.15	<日本臨床心理士会> 臨床心理士による心理査定の実施	